

事務連絡
令和4年4月4日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当部長 殿
(上記 地方整備局等経由)
各市町村下水道担当部長 殿
(上記 各都道府県経由)
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

総行行第95号
国不入企第1号
令和4年4月1日

各都道府県担当部局長 殿
(市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、入札契約担当課扱い)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を実現するとともに、防災・減災、国土強靭化対策の加速化等による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や分配機能の強化による「新しい資本主義」の起動等を通じて経済を成長させ、その果実を基に国民の所得を幅広く引き上げさらなる成長につなげていく「成長と分配の好循環」を実現するためには、地方公共団体が発注する工事も含め、公共工事の円滑かつ適切な執行が図られることが重要です。

この度、別添のとおり、総務省自治行政局行政課長及び国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について通知が発出されておりますので、参考送付いたします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を実現するとともに、防災・減災、国土強靭化対策の加速化等による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や分配機能の強化による「新しい資本主義」の起動等を通じて経済を成長させ、その果実を基に国民の所得を幅広く引き上げさらなる成長につなげていく「成長と分配の好循環」を実現するためには、地方公共団体が発注する工事も含め、公共工事の円滑かつ適切な執行が図られることが重要です。

このため、各地方公共団体に対しては、「公共工事の円滑な施工確保について」(令和3年1月21日付け総行行第435号・国不入企第34号。以下「施工確保通知」という。)において、公共工事の円滑な施工確保を図るようお願いしたところですが、対策の更なる充実を図るため、下記の事項についても、取組の実施又は検討を行うようお願いいたします。

また、今後の公共工事の執行状況や、地域の建設業団体等との連携・意見交換等を踏まえ、新たに必要な取組や検討事項等がある場合には改めて周知させていただくことがありますのでご留意ください。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づく要請及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について

ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格（以下「調査基準価格等」という。）の見直し等については、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（令和4年3月9日付け総行行第77号・国土入企第38号。以下「ダンピング対策通知」という。）、施工確保通知、「国土交通省における低入札価格調査基準の計算式の改定について」（令和4年2月24日付け事務連絡）等により、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）や国土交通省での見直しを踏まえ、適切に見直すよう、要請してきたところである。

しかしながら、中央公契連モデルの基準を大きく下回る算定方式や設定範囲等の基準により調査基準価格等を設定している団体が一部に見受けられ、こうした団体では十分にダンピング受注の排除が図られていないおそれがあるため、各団体においては算定方式や設定範囲の改定等により、調査基準価格等の適切な見直しを行うこと。

また、後述する地域建設業団体との連携等を通じて、下請業者へのしわ寄せや公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化などのダンピング受注による弊害が発生していないかなど、地域の工事受注の実態の把握に努めること。

なお、「地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」（令和3年10月13日付け事務連絡）にて通知しているとおり、調査基準価格等の算定式について見える化の取組を昨年実施したところである。引き続き同様の取組を進めていく予定であるので、あらかじめ、ご承知おきいただきたい。

2. 低入札価格調査の適切な実施等によるダンピング対策の実効性の確保について

低入札価格調査制度については、ダンピング対策通知等に基づき、適切な活用を徹底するよう要請してきたところであるが、調査基準価格を下回る入札があった場合において、低入札価格調査の趣旨を徹底した調査が実施されなければ、ダンピング対策の実効性が確保できないおそれがある。

については、低入札価格調査制度の活用に当たっては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・

令和元年10月18日最終変更。以下「適正化指針」という。）の第2の4（3）「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること」のイヘリに掲げる事項等について、適切な調査を実施するよう改めて徹底すること（別紙1参照）。

また、発注体制上の課題等により低入札価格調査の実効性確保が困難である場合や、適切な低入札価格調査が実施されていないおそれがある場合には、必要に応じて、最低制限価格制度の活用や、最低制限価格制度を適用する金額等の条件の見直しを含めた検討を行うなど、低入札価格調査に係る事務負担等の実情も考慮しつつ、ダンピング対策全体としての実効性の確保に努めること。

なお、低入札価格調査制度については、適正化指針において、要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとされていることに留意すること。

3. 円滑な施工を確保するための条件明示等について

（1）施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ・令和2年1月30日改正。以下「運用指針」という。）のII. 1-1の「（現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）」の内容等を踏まえ、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。

（2）建設発生土に関する条件明示等について

公共工事の建設現場から発生する建設発生土については、不適正な処分がなされることがないよう、発注者において可能な限り、同一現場内で利活用するなどして発生抑制に努めるとともに、工事間での有効利用等を図ることが必要である。しかしながら、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害で崩落した盛土等においては、建設発生土の不適正な処分とその影響が疑われている。

これらのこと踏まえ、特に建設発生土に関しては、その有効利用や適正処分を図るため、以下に示す条件を設計図書において明示すること。

- ・工事における建設発生土の有無
- ・同一現場内での利活用に必要な情報（流用土の使用を明示する等）
- ・受入場所（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等）
- ・受入場所までの距離、時間

・その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報 等

また、明示した条件に対しては、以下の費用を計上すること等により積算内容との整合を図り、適正な予定価格を設定すること。

・運搬費

・処分費 等

なお、建設発生土の有効利用や適正処分の観点から、建設発生土の搬出先の明確化を図るため、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用等の取組を徹底することが重要である。仮に、明示すべき条件が未確定であり、暫定的な条件を明示した場合にあっては、条件の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応すること。

4. 設計変更の適切な実施について

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行うこと。

特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴つて必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

5. 除雪等の地域維持事業の実施に要する経費の適切な計上について

地域の維持に不可欠な、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど社会資本等の維持管理のために必要な工事（以下「地域維持事業」という。）は、地域の建設業者がその担い手として重要な役割を果たしている。しかし、建設投資の大幅な減少や従業員の高齢化等に伴い、地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、担い手の確保・維持に資する入札契約制度における工夫が必要とされている。

このため、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）のII. 8. 「地域維持型契約方式」により、地域維持事業に係る経費の積算において事業の実施に要する経費を適切に計上するよう要請してきたところであるが、引き続き、地域維持事業の担い手の実情を把握しつつ、担い手となる企業が適正な利潤を確保できるよう必要な経費を計上すること。

特に道路除雪では、気象の状況により事前の待機が必要となる場合があるほか、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性があり、持続的な除雪体制を確保・維持するためには、待機費用の計上や、少雪の年においても必要となる固定的経費の計上などをを行うことが考えられる。国土交通省直轄工事においては、道路除雪工の積算において待機費用の計上を行っているほか、令和3年度から少雪時における道路除雪工の固定的経費を計上する試行を行っているので（別紙2～4参照）、参考にされたい。

6. 概算数量発注の活用について

概算数量発注（積算及び入札事務の簡素化・効率化を図ることなどを目的として、設計数量が概算であることをあらかじめ明示し、当初設計の数量（の一部）を概算数量により積算を行う発注等）に関しては、運用指針のIII. 「災害時における対応」において、災害発生後の緊急対応にあたり、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、緊急性に応じた対応も可能であることとされている。このことを踏まえ、災害復旧工事等の発注に当たっては、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、地域の実情等も考慮し、必要に応じて、概算数量発注の活用についても適宜検討すること。

また、施工内容が単純であり、施工に当たり当初設計から大きな差異が生じにくいものであって早期に発注することにより施工時期の平準化に資すると判断される工事等の発注に当たっても、同様に、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、地域の実情等も考慮し、必要に応じて概算数量発注の活用を適宜検討すること。

なお、概算数量発注を行う場合には、設計数量が概算である旨や工事に関する施工条件等を適切に設計図書に明示すること。その後、数量が確定した際にも、速やかに受注者に対して指示等を行った上で、現地状況を踏まえつつ、受注者が図面等の作成又は修正に要した費用・日数等を含め適切に契約変更を行うこと。

7. 地域の実情等に応じた適切な規模での発注等について

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものであるが、入札に付そうとする工事と同種・類似の工事で入札不調・不落が生じている場合や、入札不調・不落により再入札に付する場合等においては、施工確保通知の7. 「地域の建設業者の受注機会の確保について」の趣旨にも留意しつつ、工事の集中による現場技術者の一時的な不足などの地域の実情等も踏まえ、必要に応じて、複数工区をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や当該工事における地域要件の緩和、余裕期間の活用も含めた工期の適切な見直し等について、適宜検討すること。

8. 地域の実情に応じた随意契約の活用について

運用指針のIII. 1-2 (1) の「(実態を踏まえた積算の導入等)」の内容等

を踏まえ、災害復旧・復興による急激な工事量の増加により、特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じている又はそのおそれがある場合などにおいては、不調・不落の発生状況にも留意しつつ、必要に応じて、不調随契や不落随契の活用も検討すること。

9. 意見交換会等を活用した地域建設業団体等との連携について

地域建設業団体との緊密な連携については、「公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について（依頼）」（令和3年2月8日付け事務連絡）において、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に寄与することを目的として、都道府県をはじめとする地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換を円滑に実施するようお願いしたところである。

また、令和3年度補正予算においては、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の経費等が盛り込まれており、一層の施工確保対策に努める必要がある。

これらのことから、施工確保通知の10、「地域の建設業団体等との緊密な連携について」においても改めて地域建設業団体との緊密な連携について要請しているところだが、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、意見交換会を開催するなどできるだけ早期に取組を実施すること。

さらに、定例の意見交換会の活用も含め、今後も必要に応じて適時開催するよう検討すること。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（抄）

（令和元年10月18日 関議決定（一部変更））

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

（3）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

- イ 当該入札価格で入札した理由は何か
- ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か
- ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか
- ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか
- ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か
- ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か
- ト 建設副産物の搬出予定は適切か
- チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか
- リ 経営状況、信用状況に問題はないか

別紙2

国官技第246号
国総公第155号
令和3年12月24日

各地方整備局企画部長殿
北海道開発局事業振興部長殿

大臣官房技術調査課長
総合政策局公共事業企画調整課長
(公印省略)

なお、除雪実作業経費及び除雪待機費の合計額が「固定的経費（全体額）」を上回った場合は適用しない。

3. 適用

本通達は、令和3年12月24日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
なお、令和3年度に道路除雪を実施する工事で、令和3年12月24日以前に入札手続きを行った既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。

少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）では、発注者の責務として、施工者が担い手確保のための適正な利潤を確保できるよう、施工の実態等を的確に反映して積算するなどにより、予定価格を適正に定めることとされている。

この一環として、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性がある道路除雪工では、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を計上する仕組を構築し、適正な利潤を確保できるようにすることが重要である。

このため、少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について、下記のとおり試行することとしたので通知する。

記

1. 対象工事

原則として、当初契約において道路除雪工を計上している道路の維持管理を目的とした以下の工事を対象とする。

- ① 除雪単独工事
- ② 通年維持工事

2. 積算方法等

除雪機械の機種や台数に応じて、少雪時においても必要となる固定的な経費として、除雪体制の確保・維持に必要な除雪機械の管理・維持等にかかる機械経費等を発注工事単位で算出（以下、「固定的経費（全体額）」という。）し、算出された額から除雪実作業経費及び除雪待機費の合計額を控除した額を精算変更時に「固定的経費（計上額）」として直接工事費に計上するものとする。

国技建管第10号
国総施安第3号
令和3年12月24日

各地方整備局
企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局
事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」の運用について

少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法については、「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」（令和3年12月24日付け国官技第246号及び国総公第155号）が通知されたところであるが、別紙のとおり実施要領を定めたので、遗漏無きよう措置されたい。

「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」の実施要領

1. 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）では、発注者の責務として、施工者が担い手確保のための適正な利潤を確保できるよう、施工の実態等を的確に反映して積算するなどにより、予定価格を適正に定めることとされている。

この一環として、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性がある道路除雪工では、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を計上する仕組を構築し、適正な利潤を確保できるようにすることが重要である。

このため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行を行うものである。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（1）固定的経費（全体額）

機械経費（固定費）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を対象に少雪の場合においても除雪体制を確保するために必要となる経費をいう。

（2）固定的経費（計上額）

固定的経費（全体額）から除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額を控除した固定的経費をいう。

（3）除雪体制確保期間

道路除雪作業が適切に行えるよう除雪機械を配備し、除雪体制を確保している期間をいう。

（4）機械経費（固定費）

除雪機械の供用日数に応じて発生する機械管理費（保険料・公租公課・格納保管等経費）と、償却費（固定費相応分）をいう。

3. 対象工事

原則として、当初契約において道路除雪工を計上している道路の維持管理を目的とした下記①②のいずれかに該当する工事とする。

- ① 除雪単独工事
- ② 通年維持工事

なお、本試行は、令和3年12月24日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。ただし、令和3年度に道路除雪を実施する工事で、令和3年12月24日以前に入札手続きを行った既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。

4. 試行実施の意向確認等

3. に該当する工事においては、発注者は受注者に本試行の取組の意向の有無を確認すること。そのうえで、受注者に取組の意思がある場合は、下記について受発注者間協議により設定すること。

(1) 固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等の設定

本試行では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている除雪機械、凍結防止剤散布車等を対象とし、受発注者間協議により、機械と台数を設定するものとする。ただし、他工事と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。

また、保有区分については、発注者からの貸付機械、自社持ち機械、リース機械を対象とする。

(2) 除雪体制確保期間の設定

除雪体制確保期間は、地域の降雪の実情に応じて除雪体制の確保が必要な期間を設定するものとする。また、機械ごとに日単位で設定するものとする。

5. 積算方法

本試行においては、下記（1）から（3）により固定的経費を計上することとする。

(1) 固定的経費（全体額）の算出

$$\text{固定的経費（全体額）} = M1 + M2$$

$$M1 = \Sigma (K \cdot D)$$

$$M2 = M1 \text{ に対応した間接費（共通仮設費+現場管理費+一般管理費等）}$$

M1 : 固定的経費（直接工事費）(円)

※ 対象機械ごとに算出した固定的経費（直接工事費）の合計とする

M2 : M1 を対象額とした間接費 (円)

K : 機械経費（固定費）(円／日)

※ Kは機械ごとに設定すること

※ 無償貸付機械、自社持ち機械の機械経費（固定費）は建設機械等損料算定表を参考に算出し、リース機械は見積徴収等により算出すること

（無償貸付機械）供用 1 日当たり管理費

$$= \text{基礎価格} \times \text{年間管理費率} / 360$$

（自社持ち機械）供用 1 日当たり損料

（リース機械） 供用 1 日当たり賃料

D : 除雪体制確保期間 (日)

※間接費の算定にあたっては無償貸付機械評価額も考慮すること

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該工事の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）（M1 + M2）は税抜き価格とする

（万円単位、万円未満切り捨て）

なお、本試行においては、対象となる除雪機械等及び除雪体制確保期間を設定した後、発注者において算出した固定的経費（全体額）の概算額を受注者に提示するものとする。

(2) 「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額の算出

$$\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費} = \text{直接工事費} + \text{間接費}$$

$$\text{※間接費} = \text{直接工事費} \text{ に対応した間接費（共通仮設費+現場管理費）}$$

$$+ \text{一般管理費等}$$

※除雪実作業経費（出来高分）には凍結防止剤散布作業を含む
※除雪実作業経費（出来高分）及び除雪待機費は、精算変更時の数量とし、通常の設計変更と同様、単価合意率を踏まえて算出すること
※除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額は税抜き価格とする（万円単位、万円未満切り捨て）
※通常維持工事においても、除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額を直接工事費として間接費率を設定する。

(3) 固定的経費（計上額）の積算計上

上記（2）で算出した「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額が、上記（1）で算出した「固定的経費（全体額）」を下回る場合において、以下の計算式により「固定的経費（計上額）」を積算計上する。

$$\text{固定的経費（計上額）} = \text{固定的経費（全体額）}$$

$$- (\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費})$$

※固定的経費（計上額）を積算システムで計上する際は、「固定的経費」を追加し、管理費区分の設定を「全ての間接費の対象外」として計上する

※固定的経費（計上額）は算出過程で落札率を考慮しているため、積算システム上では落札率は考慮しないこと

※複数年国債で実施している維持工事については、単年度ごとに評価することとする

6. 除雪機械等の定期点検等

本試行に取り組む場合、受注者は試行の対象となっている除雪機械、凍結防止剤散布車等の機械を定期的に点検し、点検整備簿等を保管しておくものとする。

7. 監督職員等による履行状況の確認

精算変更時に固定的経費を計上する場合、監督職員は関係書類を精算変更前に確認するものとする。また、受注者は、完成検査時に検査職員に関係書類の提示を求められた場合は提示するものとする。なお、固定的経費を計上しない工事については、関係書類の提示は要しない。

関係書類は下記のとおりとし、貸付機械については貸付機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

項目	内容
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
除雪機械の規格	除雪機械の規格が明記されている書類（貸付調書、借用（返納）書等）
供用日数	供用日数が確認できる書類（貸付調書、借用（返納）書等）
保険料	保険加入に関する書類（契約書、明細書等） ※発注者が加入済みの場合は不要
公租公課	納税に関する書類（納税証明書等） ※発注者が納税済みの場合は不要
格納保管等経費	格納保管、点検・整備・修理に関する書類（保管状況写真、点検整備簿等）

8. アンケート調査

本試行においては、試行の取組状況等の確認を行うため、試行を行った受注者・発注者双方にアンケート調査を実施する予定である。

9. 公告文、入札説明書、特記仕様書等の記載例

本試行を実施する工事は、下記の例に従い、公告文、入札説明書及び特記仕様書等においてその旨を明らかにすること。

（1）公告文・入札説明書記載例

<公告文>

本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算上する試行工事である。

<入札説明書>

本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算上する試行工事である。
なお、試行内容の詳細は特記仕様書によるものとする。

（2）特記仕様書記載例

第〇条 少雪時における除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上の試行

1. 本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。

2. 試行にあたり、受注者は発注者に試行の取組の意向の有無を報告すること。また、受注者に取組の意思がある場合は、下記について受発注者間協議により設定すること。

（1）固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等の設定

本試行では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている除雪機械、凍結防止剤散布車等を対象とし、受発注者間協議により、機械と台数を設定するものとする。ただし、他工事と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。

また、保有区分については、発注者からの貸付機械、自社持ち機械、リース機械を対象とする。

（2）除雪体制確保期間の設定

除雪体制確保期間は、地域の降雪の実情に応じて除雪体制の確保が必要な期間を設定するものとする。また、機械ごとに日単位で設定するものとする。

3. 固定的経費の費用計上

本試行においては、下記（1）から（3）により固定的経費を計上することとする。

（1）固定的経費（全体額）の算出

$$\text{固定的経費（全体額）} = M_1 + M_2$$

$$M_1 = \Sigma (K \cdot D)$$

$M_2 = M_1$ に対応した間接費（共通仮設費+現場管理費+一般管理費等）

M_1 : 固定的経費（直接工事費）（円）

M_2 : M_1 を対象額とした間接費（円）

K : 機械経費（固定費）（円／日）

D : 除雪体制確保期間（日）

※間接費の算定にあたっては無償貸付機械評価額も考慮すること

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該工事の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）（ $M_1 + M_2$ ）は税抜き価格とする

（万円単位、万円未満切り捨て）

（2）「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額の算出

$$\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費} = \text{直接工事費} + \text{間接費}$$

※間接費=直接工事費に対応した間接費（共通仮設費+現場管理費+一般管理費等）

※除雪実作業経費（出来高分）及び除雪待機費は、精算変更時の数量とし、通常の設計変更と同様、単価合意率を踏まえて算出すること

※除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額は税抜き価格とする（万円単位、万円未満切り捨て）

（3）固定的経費（計上額）の積算計上

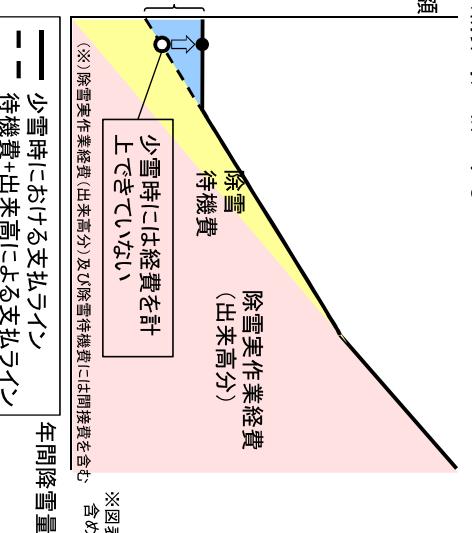
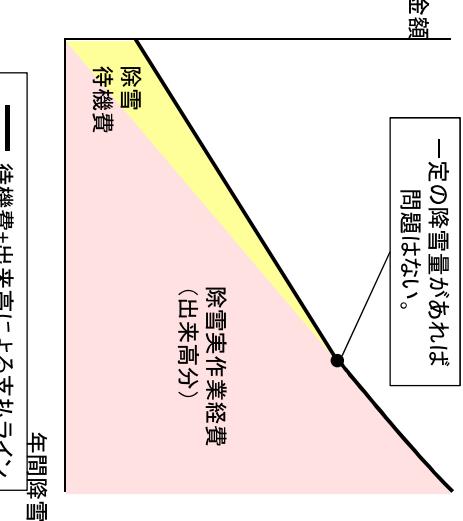
上記（2）で算出した「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額が、

- 1. 試行の考え方**
- 年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性がある道路除雪工では、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を計上する仕組を構築し、適正な利潤を確保できるようになることが重要
 - このため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行を行うもの

- 2. 「固定的経費」の考え方**
- 機械経費(固定費)、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等**を対象に、少雪の場合においても除雪体制を確保するために必要となる経費を**「固定的経費(全体額)」**として算出
 - 『除雪実作業経費(出来高分)』と『除雪待機費』の合計額が「固定的経費(全体額)」を下回った場合に**経費(「固定的経費(計上額)」)**を積算計上
 - ただし、『除雪実作業経費(出来高分)』と『除雪待機費』の合計額が「固定的経費(全体額)」を上回った場合には適用しない

$$\text{固定的経費(計上額)} = \text{固定的経費(全体額)} - (\text{除雪実作業経費(出来高分)}) + \text{除雪待機費}$$

- <現状の積算>
- 待機費+出来高を支払う
 - 一定の降雪量があれば問題はない。



上記(1)で算出した「固定的経費(全体額)」を下回る場合において、以下の計算式により「固定的経費(計上額)」を積算計上する。

$$\text{固定的経費(計上額)} = \text{固定的経費(全体額)}$$

$$- (\text{除雪実作業経費(出来高分)} + \text{除雪待機費})$$

※なお、複数年国債で実施している維持工事については、単年度ごとに評価することとする

4. 除雪機械等の定期点検等

本試行に取り組む場合、受注者は試行の対象となっている除雪機械、凍結防止剤散布車等の機械を定期的に点検し、点検整備簿等を保管しておくものとする。

5. 監督職員等による履行状況の確認

精算変更時に固定的経費を計上する場合、監督職員は関係書類を精算変更前に確認するものとする。また、受注者は、完成検査時に検査職員に関係書類の提示を求められた場合は提示するものとする。なお、固定的経費を計上しない工事については、上記資料の提示は要しない。

関係書類は下記のとおりとし、貸付機械については貸付機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

項目	内容
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
除雪機械の規格	除雪機械の規格が明記されている書類(貸付調書、借用(返納)書等)
供用日数	供用日数が確認できる書類(貸付調書、借用(返納)書等)
保険料	保険加入に関する書類(契約書、明細書等) ※発注者が加入済みの場合は不要
公租公課	納税に関する書類(納税証明書等) ※発注者が納税済みの場合は不要
格納保管等経費	格納保管、点検・整備・修理に関する書類(保管状況写真、点検整備簿等)

6. アンケート調査

本試行においては、試行の取組状況等の確認を行うため、アンケート調査を実施する予定であるのでこれに協力すること。

10. その他

本試行については、道路除雪工に対するアンケート調査等を踏まえて、今後、必要に応じて見直しを行うものとする。

以上

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室

【概要】少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について(試行)」の運用について 国土交通省

固定的経費(全体額)の計算

⇒ 除雪体制を確保するために必要な機械及び期間から固定的経費を算出

①直接工事費

工事契約後に除雪体制を受発注者協議により確認し、それに応じた

$$M1 = \Sigma (K \cdot D)$$

M1：固定的経費(全体額)(直接工事費)(円)

K：機械経費(固定費)(円/日)(※1) ※個々の機械ごとに単価を設定

D：除雪体制確保期間(日)

(※1)通常の機械経費の積算方法

○機械経費＝変動費+固定費

変動費：運転1時間あたり維持修理費、

(債)賃料(要賃料相当分)

・運転時間に応じて発生する費用

固定費：供用1日あたり機械管理費、

(債)賃料(固定費相当分)

・供用日々に応じて発生する費用

(機械管理費、公租公課、格納保管等経費)

・債)賃料(固定費相当分)

②間接費

M2=M1に対応した間接費を計上

(共通仮設費+現場管理費+一般管理費等)

M2:M1を対象額とした間接費(円)

※無償貸付機械を使用する工事は、間接費の算定にあたり「無償貸付機械評価額」を考慮する。

③固定的経費(全体額)

$$\text{固定的経費(全体額)} = M1 + M2$$

※固定的経費(全体額)を算出する際は当該工事の落札率を乗じる。

機械経費(機械損料)の構成

固定的経費(機械損料)の計算

次の算定式により積算計上額を算出し、直接工事費に経費を計上する。ただし、「除雪実作業経費(出来高分)」と「除雪待機費」の合計額が、「固定的経費(全体額)」を上回った場合には適用しない。

(注)※差動賃料運転時間または運転日数に応じて発生する費用

※固定費:供用日数に応じて発生する費用

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等經由)

「共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会とりまとめ」の公表について

共有私道における排水設備については、その円滑な設置等の促進に寄与するため、有識者、法曹、下水道管理者等を含む関係者を構成員とする「共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会」(以下「勉強会」という。)を設置し、今般、勉強会のとりまとめが行われ、公表されたところです。

本とりまとめにおいては、共有私道における排水設備の設置等の際に同意を求める私道共有者の範囲や押印等本人確認手続等について、法律関係や実例を整理しつつ、制度・運用の見直しの方向性等が示されたところです。

所有者不明のため共有私道への排水設備設置の同意が得られない等の支障は、共有私道の成り立ちや所有者不明土地の増大をはじめその取り巻く状況を踏まえると、下水道が整備される市街地のどこでも起こりうる課題である一方、設置が促進されることで、経営の健全化、公衆衛生の向上等が図られ、土地取引の円滑化にも資するところです。

このため、各下水道管理者におかれましては、本とりまとめを踏まえ、個々の状況に応じて以下の制度・運用の見直しを行ななど課題解決に向けた積極的な対応につき、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

なお、上記検討の中でご不明点・お困りの点等ございましたら当室までお問合せください。

また、各都道府県におかれましては、この旨、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても周知願います。



$$\begin{aligned} \text{固定的経費(機械損料)} &= \text{固定的経費(計上額)} \\ &= \text{固定的経費(全体額)} - (\text{除雪実作業経費(出来高分)} + \text{除雪待機費}) \end{aligned}$$

【制度・運用見直しの方向性】

<同意を求める私道共有者の範囲や根拠>

民法の共有に関する規定や下水道法第10条、11条の規定は、共有私道における排水設備設置等について、共同所有型私道、相互持合型私道のいずれも全員同意を求める趣旨ではないことから、

排水設備設置届出：

- 共同所有型 … 民法の規定を参考に「持分価格の過半数」等を基準に、同意を求める者の範囲を見直してはどうか。※「単独」＝同意不要の場合もある。
- 相互持合型 … 下水道法第11条の排水に関する受忍義務が適用されることから、「不明所有者等を除外」等を基準に、同意を求める者の範囲を見直してはどうか。

自治体による設置支援：

支援の目的（排水設備設置等の促進）や、支援の効果（使用料収入の増加等）を踏まえ、排水設備設置届出の考え方を参考に見直してはどうか。

私道共有者の同意書添付の根拠：

手続内容の明確化の観点から、様式等の書類に明記するよう見直してはどうか。

<本人確認手続としての押印や根拠>

地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年内閣府）を参考に各行政手続において押印を求める趣旨の合理性を判断すべきであるため、

認印の押印：

手続見直し団体の例により、「認印の廃止」、「自署又は記名押印の選択制」等に見直してはどうか。

印鑑登録証明書による印鑑照合を行わない実印による押印：

- 印鑑登録証明書による印鑑照合を行わない実印による押印の効果は限定的であることをから、排水設備設置 … 土地所有者等の責により各書類提出するという制度趣旨に鑑み、実印不届出 要に見直してはどうか。
- 自治体による … 自治体と土地所有者との関係によるものの、実印を求めずとも多くの自治体で制度は成立しているため、行政手続の合理性等に鑑み、実印不要に設置支援 見直してはどうか。

本人確認手続きを求める根拠：

手続内容の明確化の観点から、様式等の書類に明記するよう見直してはどうか。

(別紙1) 共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会とりまとめ（令和4年3月 共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会）

(別紙2) 共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会（とりまとめ概要）

(参考) 国土交通省HP「共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会」

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/kyouyushidou.html>

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(以上地方整備局等)
下水道事業担当課長等経由
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
地方共同法人日本下水道事業団下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

令和4年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について

下水道事業の執行については、各事業主体において鋭意ご尽力いただいているところですが、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の交付対象範囲について、改めて下記事項を確認いただき、適切な執行をお願いいたします。また、都道府県におかれでは、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方お願ひいたします。

なお、確認事項の内容について、不明な点等がある場合には、個別に相談をお願いいたします。

記

I. 計画等

1 測量設計費について

以下の①～⑯の調査・検討業務について、測量設計費として交付対象となる。

①計画放流水質の算出（季節別処理水質等との整合の検討を含む）及び段階的高度処理等の処理方法の評価を実施するための調査（水質調査を含む）・検討、その他施設計画の検討に係る業務。

②計画的な地震対策事業、津波対策事業の実施に必要なシミュレーションの実施、下水道施設の耐震診断、耐津波診断等に係る点検、調査その他の施設計画の検討業務。

③浸水対策事業の実施に必要な、豪雨時におけるマンホールの安全性、下水道施設の耐水性、浸水安全度の向上のための施設計画等に係る調査（水位・流量観測、水理模型実験を含む）、その他の施設計画の検討業務。

④合流式下水道の改善に係る検討（合流式下水道緊急改善計画見直しを含む。）に必要なシミュレーションの実施、施設計画に係る調査、越流水質状況等のモニタリング調査その他の施設計画の検討業務及び社会资本整備総合交付金交付要綱に定める合流式下水道の改善に係る事業についての評価の実施に係る調査。

⑤計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管渠等）の点検、調査、既設管渠の漏水、浸入水に係る点検、調査（空洞調査、情報収集調査を含む。）その他の施設計画の検討（AI、IoT を用いるものを含む。）業務。

⑥ディスポーバー導入の可否検討に必要な点検、調査その他の施設計画の検討業務。

⑦効率的な事業実施のためのアンケート調査・事業内容及び事業規模の見直しを含む施策の優先順位の検討・基本的な計画検討（見直しを含む。）等業務。

⑧事業再評価において、費用対効果を分析するために必要な調査（CVM調査を含む。）・検討に係る業務。

⑨地下水や地盤への影響等、下水道工事の実施に伴って生じる事業損失を把握するための事前及び事後の調査。

⑩公共工事の品質確保のために必要となる施工監督、積算に必要な資料の作成、技術提案の審査評価などの現場技術業務（「都市・地域整備局所管補助事業における公共工事の品質確保について」（平成18年5月16日付け都市・地域整備局各課長連名通知）を参照）。

⑪工事の積算において物価資料等に公表されていない単価を決定するにあたり、特別調査により単価を調査する業務。

⑫ポンプ場・処理場等を対象にBIM/CIMモデル（3次元モデル）を活用した施設計画等を実施する業務。

⑬事業の実施を前提としたPPP/PFI事業を含めた事業実施手法の導入スキーム及び実施方針等の検討に関する調査。

⑭処理場及びポンプ場等の統廃合や遠方監視、遠方操作による集約管理等（AI、IoT を用いるものを含む。）、下水道システムの再構築に資する調査計画業務。

⑮事業の実施を前提とした、複数処理区の汚泥等（他の汚水処理施設から発生する汚泥

及び汚泥以外のバイオマスを含む。（以下同じ。）の集約処理、複数の市町村にわたる広域的な汚泥処理、汚泥等の燃料・肥料としての利用に係る計画の検討業務（汚泥等の成分分析、燃料・肥料の試験又は分析を含む。）。

⑯下水道事業として行う下水熱利用設備の整備に必要な下水の流量・温度等の調査、シミュレーションその他の施設計画の検討業務。

⑰「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」（平成29年9月15日付け国水下事第38号）に基づく、施設の設計見直しに係る検討業務。

2 雨水公共下水道事業の取り扱いについて

社会资本整備総合交付金交付要綱「イー7-（1）、ロー7-（1）通常の下水道事業」に定められた「①公共下水道事業」は、その交付対象事業の要件を「特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの」としており、これまで特定環境保全公共下水道事業を予定していた地区において、地理的又は経済的な要因等により浄化槽区域へ見直した地区で行う雨水公共下水道事業については、「①公共下水道事業」として行うことができる。

なお、「⑤特定環境保全公共下水道事業」として雨水公共下水道を実施することはできない。

II. 管渠

3 流域下水道管渠の終点マンホールの位置について

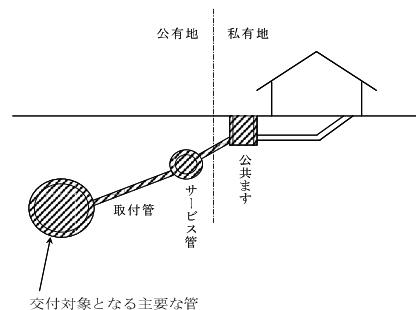
・ 流域下水道の管渠の末端に位置する市町村において、複数の処理分区が存在する場合、分岐する流域下水道管渠の終点マンホールの位置は、各終点における流入面積或いは水量の合計が、当該市町村の全体の処理面積或いは水量の1/3となる地点に、以下の要件をすべて満たすものについては、各終点における処理人口の合計が概ね1,000人以上となる地点に決定できるものとする。

1) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第62号）の規定により水質保全を図る地域として指定される地域におけるもの又は上水道の取水口より上流に処理した下水を放流するもの。

2) 水質保全のための高度処理を実施しているもの。
(個々の処理分区毎に流入面積或いは流量の1/3、または処理人口1,000人で決定する必要はない。)

・ 大規模開発に関連する場合や終点マンホールを設けることが地形上或いは維持管理上困難である場合等、上記により難い場合については個別に相談されたい。

4 公共下水道の管渠に附属する公共ます、取付管について



公共ますから交付対象となる主要な管渠に取付管を設ける際に、取付管の数を少なくし、主要な管渠に並行した管渠（以下「サービス管」という。）を敷設した方が経済的に有利な場合については、取付管及び公共ますに加え、当該サービス管についても交付対象となる。

5 公共下水道に係る主要な管渠の終点の考え方について

公共下水道に係る管渠の工事区間が、交付対象となる主要な管渠に係る区間と主要な管渠とならない管渠（地方単独費で施工する管渠）に係る区間に跨る場合、その下水排除量が、別表に定められている下水排除量の基準以上となる区間が計算上設定される場合には、按分計算等によりその区間までの事業費を算出し、主要な管渠として交付対象とすることが可能である。

【参考】

5について

（例）一般市（乙）の分流式の汚水管渠で第2種の場合
(予定処理区域の面積：100ha以上)



6 雨水増補管に係る取り扱いについて

既設の雨水管の雨水排除能力を補うために別途に増補管（ネットワーク管を含む。）を設置する場合、これらと同等の雨水排除能力を有する雨水管を敷設するとした場合の仮想の管渠口径あるいは下水排除面積が、主要な管渠の範囲を定める別表の基準を満足していれば、当該雨水増補管は交付対象となる。なお、道路拡幅の工事等に伴う改築につ

いて既存管渠を2条化することが経済的な場合においても同様の措置とする。

7 マンホール蓋浮上防止対策について

マンホール蓋浮上防止対策については、交付対象となる主要な管渠に係る対策工事は交付対象である。また、防止対策に係る調査については、交付対象となる対策工事と密接に関連し、一体的に防止対策を講ずる必要があると認められる場合には、当該交付対象となる対策工事に係る調査と併せて、交付対象として調査を行うことができる。

8 下水道管渠敷設の竣工検査におけるTVカメラ検査について

交付対象管渠の工事に関しては、交付対象事業の一環として可能である。

9 公共下水道管渠及びその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計等について

公共下水道管渠又はその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計、流量計、流向計、監視カメラ、遠方監視制御設備その他の施設管理に必要な機器は、交付対象とする。

10 下水道リノベーション推進総合事業における積雪対策推進事業

投雪口周辺の管渠拡幅に対する交付については、周辺の管渠拡幅を行わないと投雪口が設置できない場合は、社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について^{Ⅷ 1. (2) ①}若しくは^②の「その他必要な施設」として交付対象となる。

11 光ファイバー対応管について

光ファイバー対応管への交付は可能である（ただし、主要な管渠に限る。）。

12 下水道輸送システム（真空式・圧力式）について

自然流下方式に代わる真空式・圧力式の下水道輸送システムにおける管理区分及び交付対象の範囲は次のとおりとする。

- ①宅地内に公共設置ますが設置されている場合は、その下流側を下水道施設とする。
- ②宅地内に公共設置ますが設置されておらず、代わりに貯水タンク・真空弁（真空式）もしくは貯留槽・グラインダーポンプ（圧力式）が設置されている場合は、当該施設以降の下流側を下水道施設とする。
- ③圧力式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から圧力開放されるまでとする。
- ④真空式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から真空ポンプまで、もしくは真空ポンプ直後に圧送されている場合は、圧力開放されるまでとする。
- ⑤交付対象となる下水道輸送システムの範囲については、当該都市の過去3年間の平均的な交付対象率とする。

13 貯留・浸透施設について

下水道浸水被害軽減総合事業は、貯留施設及び浸透施設を組み合わせて整備することが可能である。この場合、「貯留施設が受け持つ下水排除面積」と「浸透施設と同等の機能を有する貯留施設が受け持つと考えられる下水排除面積」との和を下水排除面積とみなすものとする。

14 汚水に関する下水管渠の維持更新について

汚水に関する下水管渠の維持更新については、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年告示第1705号）第6項第10号において、「汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水管渠の維持更新（管渠の排除能力や水質改善機能の増強を伴わないもの）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。」こととしているが、この取扱いについては、以下のとおりとする。

①汚水処理の衛生処理システムの概成

下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合（汚水処理人口普及率）が95%以上とする。

②重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等

下水道法第2条の2の流域別下水道整備総合計画に基づいて下水道事業を実施する場合で、「場合等」の「等」とは、下水が適切に処理されないまま放流されると、公衆衛生上の問題、公共用水域の水質保全等に直接的かつ多大な影響を与えることが懸念される処理場のこととする。

③管渠の排除能力や水質改善機能の増強

- 1) 当該管渠が受け持つ汚水の排除量の増加を伴うものとする。
- 2) 管渠の耐震性、耐圧性、耐腐食性、耐摩耗性、耐熱性、耐用年数の向上（既設管の耐用年数よりも大幅に長寿命となるもの）となるものとする。

15 主要な管渠の改正に伴う経過措置について

「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」（令和3年4月2日国水下事第1号）3(8)において、「令和2年度までに設計を実施したもの」とは、令和2年度予算にて設計業務に着手し、令和3年度内に完了したものを含むこととする。

16 路面復旧工事の交付対象基準について

路面復旧工事の交付対象基準については、「下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の運用について」（平成15年5月30日事務連絡）で通知したところであり、それに準拠することとするが、道路管理者の占用条件により指示された面積についても交付対象となる。

III. 処理場

17 放流水の脱色設備について

脱色設備としての交付には、条例等による水質規制上の位置づけを必要とする。

18 水処理施設等における銅板設置（防藻対策）について 必要性が認められれば交付可能である。

19 場内配管の更生工事について

一般管渠と同様に、令和元年7月3日付け事務連絡「下水管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について」によること。

20 汚泥処理設備について

下水汚泥及び焼却灰からリンを回収する設備は、汚泥処理設備として交付可能である。

IV. 共通

21 防食（処理場、ポンプ場、マンホール内壁の防食）対策について

改築関係の調査（交付対象）を実施し、必要性が認められれば実施可能である。なお、ケレン等の作業も工事の一環として交付対象として実施可能である。

22 工事施工調整会議（通称）について

公共工事の品質確保を図るため、工事発注後、発注者、受注者、建設コンサルタントの3者による工事施工調整会議（通称）を開催する場合において、当該会議の運営に別途必要となる費用は、交付対象となる。

23 下水道工事に関する施工合理化調査等について

下水道用設計標準歩掛に関する施工合理化調査や土木工事積算基準に関する諸経費動向調査等に係る調査費用については、交付対象となる。

24 補償費の取扱いについて

交付対象である下水道工事における土地の買収に伴う物件移転補償費、権利消滅費等の補償費については、当該下水道工事の施工年度以外のものも交付対象となる。

25 アスベスト対策について

ポンプ場、処理場等の建築物に係るアスベスト除去対策については、点検等により緊急性が高いアスベスト除去対策の必要性が生じた場合においては、個別に協議相談することとされたい。

26 耐震化について

布設替えや管更生等の管渠の改築、機械・電気設備の更新や長寿命化対策を含む処理場・ポンプ場の改築については、地震発生時の機能確保にも資するものは、耐震化の一環として実施可能である。

27 処理施設等の津波対策について

「最大クラスの津波」が発生した際にも下水道施設の基本機能を確保あるいは避難機能を確保するために必要となる津波対策については交付対象である。

28 下水道施設のネットワーク化について

改築時に必要となる機能確保・汚水処理の効率化などの平常時の施設の効率的かつ適切な管理及び災害時の施設の機能確保や減災を図るために必要となるネットワーク化・二条化施設に関し、処理場間を結ぶものや主要な管渠に係るものについては交付対象となる。

29 圧力管の二条化について

圧力管のうち、地震等で破損した際に速やかに応急復旧を行うことが困難な管に予備を設けて二条化する場合については交付対象である。

30 雨量レーダーの設置について

雨量レーダーについては、XRAIN の活用を基本とするが、下水道施設の運転制御のため、XRAIN の情報を補完する雨量情報が必要と認められる場合に限り交付対象である。

31 コンセッション等 PFI 事業における SPC 運営経費について

コンセッション等 PFI 事業における SPC の活動に必要な経費については、施設整備に係るものに限り、交付対象である。

32 下水道広域化推進総合事業におけるシステム整備について

下水道台帳システム、固定資産台帳システム、財務会計システム等、下水道事業に関するシステム全般が交付対象となる。

なお、システム整備を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとしているため留意されたい。

33 効果促進事業について

下水道事業に関する効果促進事業の事例として、次のようなものが考えられるので、事業実施にあたって参考とされたい。なお、基幹事業と一体性を有する事業のみ効果

促進事業の対象としていることに留意されたい。

- ・ 災害時応急復旧資機材(移動式非常用電源、仮設配管、マンホールトイレ等)の整備
- ・ 排水ポンプ車の整備
- ・ 内水ハザードマップを活用した防災訓練
- ・ 実証実験(民間への間接補助を含む。)の実施
- ・ 広報活動、環境教育の推進(学校教育への支援等)
- ・ 下水道 BCP の策定
- ・ 雨水調整池の清掃ボランティア活動への支援
- ・ 排水設備の設置促進(間接補助)
- ・ カラーマンホール蓋の設置(主要な管渠に付帯するものに限る。)